

【アメリカ】2017年統一親子関係法

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 原田 圭子
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 同性婚を認めないのは違憲であるとする2015年の最高裁判決を受けて、同性婚カップルとその子との親子関係を規定する統一州法が作成された。

1 背景

アメリカでは婚姻を始めとする家族関係の法律は州ごとに異なっている。2015年6月に連邦最高裁判所において、州は同性カップルに対し婚姻許可証を発給しなければならないとの判決が下された。その時点では、37州及びコロンビア特別区が同性婚を合法と認め、13州は婚姻を異性間に限定する法律を制定していたが、この判決により、全ての州に同性婚を認める州法を制定する義務が課せられることになった。次いで、2017年には、同性婚カップルの子の出生証明書を発行しなければならないという最高裁判決が下された。¹

このような状況下で、同性婚カップルによる家族形成、すなわち親子関係²の成立という課題に対応するために、統一州法委員会全国会議(NCCUSL)は「2017年統一親子関係法」³(UPA2017)を2017年7月の年次大会で承認した。統一州法とは、法律が州により異なることで不都合が生じる場合があるため、各州の法律の統一を目指して作成されるモデル法である。各州は必要に応じて独自の修正を加えて、州議会による議決を経て法律とする。UPA2017に関しては、2018年3月の時点で、ワシントン州がこれを基に法律(ESSB6037)を制定した(2017年3月6日成立、2019年1月1日施行)。また、ロードアイランド州、バーモント州も法案が州議会に提出されている。

2 統一親子関係法

(1) これまでの統一親子関係法

統一親子関係法は、これまで1973年版(UPA1973)⁴及び2002年版(UPA2002)⁵が作成されていた。UPA1973では、嫡出子と非嫡出子との平等な法的権利を認めた。UPA2002では、非婚の場合の父子関係の確定手続を司法手続から任意の認知手続へと変更し(第3章)、遺伝子検査(第5章)、生殖補助医療によって生まれた子の親子関係(第7章)、代理母契約(第8章)

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月6日である。

¹ NCCUSL, "Uniform Parentage Act (2017)," 2017.9.22, p.1. Uniform Law Commission website <http://www.uniformlaws.org/shared/docs/parentage/UPA2017_Final_2017sep22.pdf>; 井樋三枝子「【アメリカ】同性婚に関する連邦最高裁判決」『外国の立法』No.264-2, 2015.8, pp.4-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8262617_po_02560202.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

² 同性婚の当事者間で子が生まれることは生物学的にはないが、①当事者の一方が異性との間で子をもうけており、その子を同性のパートナーと養育する場合、②他人の子を養子とする場合、③生殖補助医療により子をもうける場合などがある。渡邊康彦「同性カップルによる婚姻から家族形成へ」『法律時報』88(5), 2016.5, pp.73-76.

³ NCCUSL, *op.cit.*(1).

⁴ NCCUSL, "Uniform Parentage Act," 1973. Uniform Law Commission website <http://www.uniformlaws.org/shared/docs/parentage/upa73_With%20pref%20note.pdf>

⁵ NCCUSL, "Uniform Parentage Act (Last Amended or Revised in 2002)," 2002.12. Uniform Law Commission website <http://www.uniformlaws.org/shared/docs/parentage/upa_final_2002.pdf>

について規定していた。

(2) 2017年統一親子関係法

UPA2017は、全10章113か条からなり、各章の条数及びタイトルは表のとおりである。NCCUSLによれば、UPA2002からの大きな変更点は5点ある⁶。以下、その5点を紹介する。

① 同性婚を合憲と認める最高裁判決に従い、これまで異性婚カップルを前提としてきた親の定義を同性婚カップルにも適用できるように表現を改めた。UPA2002では、第3章の表題が「父子関係の認知手続 (Voluntary Acknowledgment of Paternity)」であったのを、UPA2017では「親子関係の認知手続

(Voluntary Acknowledgment of Parentage)」に改め、また個別の定義規定でも、例えば、認知された父 (acknowledged father) を、認知された親 (acknowledged parent) と改めるなど、性別のある語を性的に中立な用語に改めた。

② 生物学上又は(当該子の親との)婚姻上の関係がない場合でも、複数の条件を満たし、相当期間一緒に暮らしている事実上の親 (de facto parent) を、法律上も親と認めることができる規定を設けた(第6章第609条)。

③ レイプの被害者が出産した場合に、その加害者を親と認めさせない規定を設けた(第6章第614条)。2015年に制定された連邦法⁷には、このような規定を設けた州への連邦補助金を増額できる規定があり、それに対応するものである。

④ 代理母契約の章(第8章)を改正した。代理母契約は、UPA2002で取り入れられた章であるが、実際にこの章をそのまま州法に適用したのは2つの州(テキサス州及びユタ州)である。一部を修正して州法としたのはデラウェア州、メイン州など6州で、これら修正して取り入れた州は、代理母契約の章に、代理母となれる要件として、年齢、心身の健康状態などを追加していた。UPA2017は、このような実際的な規定が加えられた。

⑤ 生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利の章(第9章)を新設した。生殖補助医療を行う施設は、ドナーの情報(氏名、生年月日、提供時の住所)を記録し保存する義務を負う。また、その情報の開示可否については、ドナーが決めることができる。当該子が18歳以上になり、自らの出自を知るために情報開示を求めた場合には、施設は誠実に対応し、ドナーが開示を望まない場合を除いて開示しなければならない。なお、当該子、又は当該子が18歳未満でその親が求める場合には、施設はドナーの病歴等の情報を開示しなければならない。

表 UPA2017の構成

| 章 | 条数 | 章のタイトル |
|------|------|-------------|
| 第1章 | 7か条 | 一般規定(定義規定等) |
| 第2章 | 4か条 | 親子関係 |
| 第3章 | 14か条 | 親子関係の認知手続 |
| 第4章 | 15か条 | 父子関係の登録制 |
| 第5章 | 12か条 | 遺伝子検査 |
| 第6章 | 23か条 | 親子関係決定手続 |
| 第7章 | 8か条 | 生殖補助医療 |
| 第8章 | 18か条 | 代理母契約 |
| 第9章 | 6か条 | ドナーに関する情報 |
| 第10章 | 6か条 | 雑則 |

(出典) UPA2017の規定を基に筆者作成。

参考文献

- ・中村恵「アメリカ統一親子関係法における親子鑑定」『東洋法学』57(1), 2013.7, pp.185-198.

⁶ NCCUSL, *op.cit.*(1), pp.1-3.

⁷ Rape Survivor Child Custody Act, PL114-22 (2015).